

## 各基準適用品目の一般的名称及びその定義一覧

平成16年12月6日

厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室

1. 磁気共鳴画像診断装置基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
021204003	超電導式磁気共鳴画像診断装置	37654000	超電導磁石式全身用MR装置	身体のあるあらゆる対象部位を撮像(全身撮像)するように設計された汎用磁気共鳴画像診断(MR)装置をいう。超電導性磁石を備えており、固定式、可動式、又は可搬式である。一部の装置は、MRスペクトロスコーピーや、MRIを用いたインターベンション、治療、外科処置のための様々なリアルタイム撮影を実施することができる。クローズドボア、オープンボア、片開き、又は患者に接近するためのその他の設計のような、様々なガントリー形状が採用されている。
021206007	永久磁石式磁気共鳴画像診断装置	37652000	永久磁石式全身用MR装置	身体のあるあらゆる対象部位を撮像(全身撮像)するように設計された汎用磁気共鳴画像診断(MR)装置をいう。永久磁石を備えており、固定式、可動式、又は可搬式である。ソフトウェア/ハードウェアモジュールを追加することにより、従来のMR画像の生成に加え、MRスペクトロスコーピーや、生理学的同期画像撮影に必要な他のリアルタイム撮影、又はMRI乳房撮影、及び他のMRIを用いたインターベンション、治療、外科処置を実施できるよう設計したり仕様を追加することができる。クローズドボア、オープンボア、片開き、又は患者に接近するためのその他の設計のような、様々なガントリー形状が採用されている。
021202009	常電導式磁気共鳴画像診断装置	37653000	常電導磁石式全身用MR装置	身体のあるあらゆる対象部位を撮像(全身撮像)するように設計された汎用磁気共鳴画像診断(MR)装置をいう。常電導性磁石を備えており、固定式、可動式、又は可搬式である。ソフトウェア/ハードウェアモジュールを追加することにより、従来のMR画像の生成に加え、MRスペクトロスコーピーや、生理学的同期画像撮影に必要な様々なリアルタイム撮影、又はMRI乳房撮影、及び他のMRIを用いたインターベンション、治療、外科処置を実施できるよう設計したり仕様を追加することができる。クローズドボア、オープンボア、片開き、患者に接近するためのその他の設計のような、様々なガントリー形状が採用されている。
021204003	超電導式磁気共鳴画像診断装置	37676000	超電導磁石式循環器用MR装置	特に心血管系を可視化するために設計された磁気共鳴画像診断(MR)装置をいう。超電導磁石を備えており、固定式、可動式、又は可搬式である。ガントリーの形状には、クローズドボア、オープンボア、及び患者に接近するための他の様々な設計が含まれる。一部の装置は、MRスペクトロスコーピーや、MRIを用いたインターベンション、治療、外科処置のための様々なリアルタイム撮影を実施することができる。装置は、休息時や運動負荷時の検査及びインターベンションの場合に心血管系の最適な可視化を行うために、患者の体位を調整する目的で設計された画像診断用患者寝台を備えている。

021206007	永久磁石式磁気共鳴画像診断装置	37682000	永久磁石式循環器用MR装置	特に心血管系を可視化するために設計された磁気共鳴画像診断(MR)装置をいう。永久磁石を備えており、固定式、可動式、又は可搬式である。ガントリーの形状には、クローズドボア、オープンボア、及び患者に接近するための他の様々な設計が含まれる。一部の装置は、MRスペクトロスコピーや、MRIを用いたインターベンション、治療、外科処置のための様々なリアルタイム撮影を実施することができる。装置は、休息時や運動負荷時の検査及びインターベンションの場合に心血管系の最適な可視化を行うために、患者の体位を調整する目的で設計された画像診断用患者寝台を備えている。
021202009	常電導式磁気共鳴画像診断装置	37681000	常電導磁石式循環器用MR装置	特に心血管系を可視化するために設計された磁気共鳴画像診断(MR)装置をいう。常電導磁石を備えており、固定式、可動式、又は可搬式である。ガントリーの形状には、クローズドボア、オープンボア、及び患者に接近するための他の様々な設計が含まれる。一部の装置は、MRスペクトロスコピーや、MRIを用いたインターベンション、治療、外科処置のための様々なリアルタイム撮影を実施することができる。装置は、休息時や運動負荷時の検査及びインターベンションの場合に心血管系の最適な可視化を行うために、患者の体位を調整する目的で設計された画像診断用患者寝台を備えている。
021204003	超電導式磁気共鳴画像診断装置	37656000	超電導磁石式頭部・四肢用MR装置	特に頭部、頸部、又は四肢だけを可視化するために設計され、超電導磁石技術を使用している磁気共鳴画像診断(MR)装置をいう。頭部及び四肢用画像装置は、一般に円筒状又は長方形の開口部を有するクローズドボアの設計であるが、オープンボアの設計を用いている場合もある。本群には、従来の頭部及び四肢撮影機能を有するMR装置、MRスペクトロスコピーや、インターベンション、治療にMRIを用いる場合に必要な他のリアルタイム撮影を実施することができる従来型の装置、及び専用のMRスペクトロスコピー装置が含まれる。
021206007	永久磁石式磁気共鳴画像診断装置	37651000	永久磁石式頭部・四肢用MR装置	特に頭部、頸部、又は四肢だけを可視化するために設計され、永久磁石を使用している磁気共鳴画像診断(MR)装置をいう。頭部及び四肢用画像装置は、一般に円筒状又は長方形の開口部を有するクローズドボアの設計であるが、オープンボアの設計を用いている場合もある。本群には、従来の頭部及び四肢撮影機能を有するMR装置、MRスペクトロスコピーや、インターベンション、治療にMRIを用いる場合に必要な他のリアルタイム撮影を実施することができる従来型の装置、及び専用のMRスペクトロスコピー装置が含まれる。

021202009	常電導式磁気共鳴画像診断装置	37655000	常電導磁石式頭部・四肢用MR装置	特に頭部、頸部、又は四肢だけを可視化するために設計され、常電導磁石を使用している磁気共鳴画像診断(MR)装置をいう。頭部及び四肢用画像装置は、一般に円筒状又は長方形の開口部を有するクローズドボアの設計であるが、オープンボアの設計を用いている場合もある。本群には、従来の頭部及び四肢撮影機能を有するMR装置、MRスペクトロスコピーや、インターベンション、治療にMRIを用いる場合に必要な他のリアルタイム撮影を実施することができる従来型の装置、及び専用のMRスペクトロスコピー装置が含まれる。
021204003	超電導式磁気共鳴画像診断装置	37609000	超電導磁石式乳房用MR装置	特に乳房の画像撮像のために設計された磁気共鳴画像診断(MR)装置をいう。超電導磁石を備えており、固定式、可動式、又は可搬式である。ガントリーの形状には、クローズドボア、オープンボア、及び患者に接近するための他の様々な設計が含まれる。従来のMR画像の生成に加え、MRスペクトロスコピーや、MRIを用いたインターベンション、治療、外科処置に必要な様々なリアルタイム撮影が実施できるよう設計することができる。一般に、乳房用MR装置は、乳房の最適な可視化を行うために患者の体位を調整する目的で設計された専用の患者支持用寝台を備えている。
021206007	永久磁石式磁気共鳴画像診断装置	37659000	永久磁石式乳房用MR装置	特に乳房の画像撮像のために設計された磁気共鳴画像診断(MR)装置をいう。永久磁石を備えており、固定式、可動式、又は可搬式である。ガントリーの形状には、クローズドボア、オープンボア、及び患者に接近するための他の様々な設計が含まれる。従来のMR画像の生成に加え、MRスペクトロスコピーや、MRIを用いたインターベンション、治療、外科処置のために必要な様々なリアルタイム撮影を実施できるよう設計することができる。一般に、乳房用MR装置は、乳房の最適な可視化を行うために患者の体位を調整する目的で設計された専用の患者支持用寝台を備えている。
021202009	常電導式磁気共鳴画像診断装置	37611000	常電導磁石式乳房用MR装置	特に乳房の画像撮影のために設計された磁気共鳴画像診断(MR)装置をいう。常電導磁石を備えており、固定式、可動式、又は可搬式である。ガントリーの形状には、クローズドボア、オープンボア、及び患者に接近するための他の様々な設計が含まれる。従来のMR画像の生成に加え、MRスペクトロスコピーや、MRIを用いたインターベンション、治療、外科処置に必要な様々なリアルタイム撮影が実施できるよう設計することができる。一般に、乳房用MR装置は、乳房の最適な可視化を行うために患者の体位を調整する目的で設計された専用の患者支持用寝台を備えている。

2. 吸収補正用密封線源基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
020899004	その他の診断用核医学装置及び関連装置	70010000	診断用核医学装置及び関連装置吸収補正向け密封線源	核医学撮像装置(PET装置又はSPECT装置)の画像診断の定量性を高め、精度の高い診断を可能とすることを目的とし、診療用放射性同位元素からの放射線の臓器や組織による吸収を補正するために装備された専用の密封された放射性同位元素をいう。

3. X線平面検出器出力読取り式デジタルラジオグラフ装置基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
021404991	その他のデジタルラジオグラフ	70018000	X線平面検出器出力読取り式デジタルラジオグラフ	人体を透過したX線をX線平面検出器で撮像し、出力されるデジタル信号を画像処理装置に取り込み、デジタル画像を得る装置をいう。デジタル画像には、必要に応じてガンマ補正処理やエッジ強調処理など各種画像処理が施される。画像情報は、各種メディアに記録されるか、サーバーなどの外部装置に記録のために出力される。

4. ラテックス製コンドーム基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
289906000	コンドーム	36282000	男性向け避妊用コンドーム	女性の生殖管への精子の侵入防止、及び/又は性感染症等の原因になる微生物の性パートナー間での伝染の防止のために、陰茎に被せて用いる鞘状の器具をいう。

5. 超音波眼軸長測定装置基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
021099003	その他の超音波画像診断装置	新規W509	超音波眼軸長測定装置	超音波を用いて眼軸長(角膜前面から網膜前面までの眼軸径)を測定する機器をいう。

6. 眼科用超音波画像診断・角膜厚さ・眼軸長測定装置基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
021099003	その他の超音波画像診断装置	新規W510	眼科用超音波画像診断・眼軸長測定装置	眼科用超音波画像診断装置と超音波眼軸長測定装置の複合機器をいう。
021099003	その他の超音波画像診断装置	新規W511	超音波式角膜厚さ・眼軸長測定装置	超音波式角膜厚さ計と超音波眼軸長測定装置の複合機器をいう。

7. 検査用コンタクトレンズ基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
240808008	検査用コンタクトレンズ	34651000	検査用コンタクトレンズ	特定の眼科疾患又は状態の診断を支援するために用いる、眼の前面に装着するコンタクトレンズをいう。本品は再使用可能である。
240808008	検査用コンタクトレンズ	新規W523	単回使用検査用コンタクトレンズ	特定の眼科疾患又は状態の診断を支援するために用いる、眼の前面に装着するコンタクトレンズをいう。本品は単回使用である。

8. 単回使用眼科手術用カニューレ基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
100202007	滅菌済み注射針	新規W553	単回使用眼科手術用カニューレ	眼科手術時に灌流液などの注入及び眼内物質の吸引に使用する筒状の機器をいう。本品は単回使用である。例えば、先端形状が丸状・平状・鉤状のもの、あるいは針管先端部分にスリーブが装着されているものもある。

9. 網膜電位計用角膜電極基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
240808008	検査用コンタクトレンズ	新規W508	網膜電位計用角膜電極	網膜電位の測定時に電位信号を伝達するため、角膜表面または角膜近傍の粘膜に接触して使用する電極をいう。角膜からの電位を導出する導体に加え、角膜電位の基準の電位を導出するための導体を備えたものもある。光刺激のための光源を内蔵するものや、電極の外れや位置ずれを防止するための吸引機構を有するものもある。

10. コール形換気用気管チューブ基準適用品目の一般的名称及びその定義

	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
100404045	滅菌済み気管内チューブ及びカテテル	新規d9251	コール形換気用気管チューブ	気道の確保、吸入麻酔薬・医用ガスの投与、換気などのため、口腔又は鼻腔から気管内に挿入する円筒型チューブをいう。呼吸回路や手動式人工蘇生器に接続するコネクタと共に包装されているものもある。チューブの内径・外径、長さ、カフの有無といった点で異なる。コール形以外のものをいう。換気用レーザ耐性気管チューブ及び換気用補強形気管チューブは含まない。

11. 非コール形換気用気管チューブ基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
100404045	滅菌済み気管内チューブ及びカテテル	新規d9252	非コール形換気用気管チューブ	気道の確保、吸入麻酔薬・医用ガスの投与、換気などのため、口腔又は鼻腔から気管内に挿入する円筒型チューブをいう。呼吸回路や手動式人工蘇生器に接続するコネクタと共に包装されているものもある。チューブの内径・外径、長さ、カフの有無といった点で異なる。コール形以外のものをいう。換気用レーザ耐性気管チューブ及び換気用補強形気管チューブは含まない。

12. 医用加湿器基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
140602087	人工呼吸器の付属品	70328000	加温加湿器	人工呼吸器等から送られる患者回路内のガスを加温加湿する装置をいう。
140602221	滅菌済み人工鼻	12050000	加熱式加湿器	吸気ライン(通常、重体患者用人工呼吸器のアウトレットから導入する)に配置し、ライン内に加熱水蒸気を供給することによって、肺に流入するガスの湿度及び温度を上昇させる装置をいう。挿管時に医師が自然の加湿プロセスをバイパスした場合に用いる。

13. 気道用吸引カテーテル基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
100404029	吸引用滅菌済みチューブ及びカテーテル	31249000	気管支吸引用カテーテル	咽頭、気管、気管支から液体又は半固形物を吸引するために使用する柔軟性のあるチューブをいう。
100404045	滅菌済み気管内チューブ及びカテーテル	70176000	吸引用滅菌済みチューブ及びカテーテル	鼻腔、口腔を経て気管内に挿入し、気道の確保等に用いるものをいう。
100404029	吸引用滅菌済みチューブ及びカテーテル	13846000	吸引キット	患者の分泌物吸引に用いる滅菌済手袋、吸引カテーテル及び分泌物回収用容器を集めたキットをいう。手袋が含まれないキットもある。
100404029	吸引用滅菌済みチューブ及びカテーテル	新規d9225	気管内吸引用カテーテルセット	気管内及びチューブ内から分泌物、粘液などの吸引に用いる吸引チューブ、カテーテルマウント、回転バルブなどを集めたセットをいう。

14. 手動式吸引器基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
120499001	その他の医療用吸引器	新規c183	手動式可搬形吸引器	手、足又は両方で作動させ、液体又は粒状物質の吸引等の治療に用いる陰圧を発生させる装置をいう。搬送中又は非常時にも使用できるように設計されているものもある。また、電気機器と一体化が可能なものもある。

15. 定置型乳児用放射加温器基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
140610044	開放式保育器	17956000	定置型乳児用放射加温器	赤外線発熱体を内蔵し、熱環境の制御を必要とする新生児及び乳児患者向けに均一に熱を放射するように制御された装置をいう。本品は、一般には本用途のために病棟・診療科内に維持することを目的としている。車輪を備えるものもあるが、この場合、車輪は児を収容しない状態で機器を移動するためのもので、移動時は熱環境の制御を維持することはできない。

16. 気管切開チューブ基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
100404061	滅菌済み気管切開チューブ及びカテーテル	35404000	単回使用気管切開チューブ	気道を確保するため、気管切開後に気管に作製された人工開口部に挿入する器具をいう。本品は、気道狭窄などのために手術を受けた人が使用するものであり、気道開存性を確保し、分泌物の速やかな吸引を促すものである。通常、プラスチック製で、内筒を備えるものもある。通常、患者の個々のニーズを満たすため、カフ付き、カフなし、有窓品、各種サイズがある。本品は単回使用である。
100404061	滅菌済み気管切開チューブ及びカテーテル	14094000	気管切開チューブ用カフ	気管切開チューブ周囲に取り付けられたバルーン型のカフをいう。声門下狭窄患者の人工換気を行う場合にチューブと気管の間を密封状態にして使用する。
100404061	滅菌済み気管切開チューブ及びカテーテル	新規d9244	成人用気管切開チューブ	気道を確保するため、気管切開後に気管に作製された人工開口部に挿入する器具をいう。本品は、気道狭窄などのために手術を受けた人が使用するものであり、気道開存性を確保し、分泌物の速やかな吸引を促すものである。通常、プラスチック製で、内筒を備えるものもある。通常、患者の個々のニーズを満たすため、カフ付き、カフなし、有窓品、各種サイズがある。本品は単回使用である。但し、本品は適用対象を成人に制限するものではない。
100404061	滅菌済み気管切開チューブ及びカテーテル	新規d9245	小児用気管切開チューブ	小児の気道を確保するため、気管切開後に気管に作製された人工開口部に挿入する器具をいう。本品は、気道狭窄などのために手術を受けた人が使用するものであり、気道開存性を確保し、分泌物の速やかな吸引を促すものである。通常、プラスチック製で、内筒を備えるものもある。通常、患者の個々のニーズを満たすため、カフ付き、カフなし、有窓品、各種サイズがある。本品は単回使用である。但し、本品は適用対象を小児に制限するものではない。
100404999	その他の滅菌済み呼吸器用チューブ及びカテーテル	新規d9246	気管切開チューブ用内筒	チューブ内に直接分泌物が付着することを防ぐための内筒をいう。脱着式であるため、内筒だけを患者から取り出し洗浄することができる。通常、患者の個々のニーズを満たすため、内筒に孔のあるタイプや無いタイプがある。
140214993	その他の感覚機能補助器	36071000	気管切開用スピーチバルブ	気管切開チューブに接続し、用指的な閉鎖の必要性を排除することを目的とした器具をいう。気管切開患者が容易にかつ明瞭に話すことを可能にする。

17. 透析用血液回路基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
140414024	人工腎臓用血液回路	34999002	透析用血液回路セット	血液透析(血液濾過、血液透析濾過を含む)の実施を目的とした単回使用の滅菌セットをいう。通常、血液又は他の溶液を血管アクセス器具から適切な血液透析器(血液濾過器、血液透析濾過器を含む)・人工腎臓装置に導入し、循環させるために必要なチューブ部分一式(コネクタ、クランプ等)から成る。
140414994	その他の血液回路	70322000	トランスデューサ保護フィルタ	圧モニタリングラインでガスラインの異物を除去する器具をいう。
100499005	その他のチューブ及びカテーテル	70219000	透析用補液洗浄セット	血液回路の洗浄、補液又は廃液のために用いる単回使用滅菌セットをいう。血液回路に組み込んで使用することがある。片端は薬液側もしくは廃液側に接続し、片端は回路に接続する。
140416002	血液体外循環機器	新規d9042	血液回路補助用延長チューブ	血液回路のメインライン及び付属ラインの延長を行うためのチューブをいう。本延長チューブは血液回路の構成品である。
140416002	血液体外循環機器	新規d9043	血液回路用モニタリングセット	血液回路と血圧計を繋ぐためのチューブをいう。血液回路に組み込んで使用する場合がある。血液回路に接続する側の形状は、ルアーテーパーや針の場合がある。

18. 空気圧式マッサージ器基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
160812046	空気圧式マッサージ器	10969000	間欠型空気圧式マッサージ器	静脈疾患の非侵襲的治療に用いる用品をいう。静脈の血行を促し、筋肉活動を模倣する。患者の腕又は脚に逆圧を加えるのに用いる。通常、脚の浮腫の治療に用いる。本品はシングルチャンバの空気圧ストッキングである。チャンバ全体が膨張・収縮し、周期的に肢の加圧と減圧を行う。
160812046	空気圧式マッサージ器	16837000	逐次型空気圧式マッサージ器	静脈疾患の非侵襲的治療に用いる用品をいう。静脈の血行を促し、筋肉活動を模倣する。患者の腕又は脚に逆圧を加えるのに用いる。本品は複数のチャンバがある空気圧ストッキングであり、足又は足首から始まって、ふくらはぎ・太もものチャンバにかけて各チャンバが逐次的に膨張・収縮する。異なる時点で各チャンバに同じ圧力が加わるものや、足先のチャンバほど大きな圧力が加わり、足の上部になるにつれて圧力が小さくなるものもある。

19. 電気骨折治療器基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
160899049	骨電気刺激癒合促進装置	35463000	電気骨折治療器	骨の形成(骨形成)を電氣的に刺激する装置をいう。難治性骨折(骨折した骨の末端が結合していない状態)での骨移植の代替療法及び脊椎固定術の補助療法として用いられる。本品は、骨折又は固定部位周辺に弱い電流を流すか、又は電磁場(随伴する誘導電圧効果)を発生させる。骨形成刺激装置ともいう。

20. 超短波治療器基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
160806041	超短波治療器	11246000	超短波治療器	身体の特定の部位にRF波帯域(13メガヘルツ~27.12メガヘルツ)の電磁エネルギーを供給し、特定の疾患(疼痛緩和、筋痙攣、関節性拘縮等)の治療のため、体組織内で深部熱を発生させる治療装置をいう。ただし、悪性腫瘍の治療には用いない。組織は加熱されるが、外科的ジアテルミーのように損傷されることはない。

21. 治療点検索測定器基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
160816103	治療点検索測定器	31109000	治療点検索測定器	皮膚の厚さ、水分量、電気伝導等によって患者の皮膚で生じる導電率を測定及び確認するために用いる装置をいう。

22. 超音波治療器基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
160808029	超音波治療器	11248000	超音波治療器	筋肉の疼痛緩和治療時に治療効果を得るために用いる装置をいう。電磁エネルギーを超音波に変換し、これが組織に浸透し、熱及び非熱生理学的反応によって疼痛を緩和する。超音波エネルギーは、専用のプローブを介して患者に伝達される。

23. パラフィン浴装置基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
160810084	パラフィン浴装置	35232000	パラフィン浴装置	一定温度に保温された溶融パラフィン(ワックス)の入った浴槽に、患者の手、指等身体の一部を入れ、疼痛や関節痛を緩和するために用いる。

24. 冷却療法用器具及び装置基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
160810101	冷却療法用器具及び装置	36758000	冷却療法用器具及び装置	冷気等を利用してリウマチ、関節炎、神経痛等の痛みの治療に用いるユニットをいう。身体の炎症部に冷気を供給する。

25. 強さ期間測定低周波治療器基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
160804991	その他の低周波治療器及び関連機器	新規k103	強さ期間測定低周波治療器	経皮的に鎮痛や筋萎縮改善に用いる神経及び筋刺激装置のうち、強さ期間曲線を測定する装置をいう。強さ期間曲線は電気刺激のパルス幅を逐次変化させたとき、各々のパルス幅で筋収縮が起こる電流の最小値をプロットすることで成る。電気刺激は経皮的に痛みのある部位、筋障害部位又は強さ期間曲線測定部位に供給される。通常、いくつかの予め設定された調節オプション(パルス周波数、パルス持続時間等)を備える。

26. 定電流治療器基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
160899993	他に分類されない理学療法用器械器具	新規k104	定電流治療器	微弱な直流電流を人体の皮膚を介して通電するとき、生体の抵抗の変動に対応して、通電電圧を自動的に変化させることにより、常に一定量の直流電流を供給する装置をいう。主に、疼痛の除去・緩和等を目的とする。